京都市立芸術大学堀場信吉記念ホール館長選考規程

（令和８年９月２８日学長決定）

（趣旨）

第１条　京都市立芸術大学堀場信吉記念ホール館長（以下「ホール館長」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

（選考の時期）

第２条　ホール館長の選考を行う場合は、次のとおりとする。

(1)　ホール館長の任期が満了するとき。

(2)　ホール館長が辞任を申し出て、学長がこれを承認したとき。

(3)　ホール館長が欠員になったとき。

２　前項第１号に該当する場合は、任期満了の１５日前までに、また、第２号及び第３号に該当する場合は、速やかに選考する。

（ホール館長候補者）

第３条　ホール館長選考の必要が生じたときは、学長は、学内外から候補者を選出する、もしくは、音楽学部教授会に本学専任教員の中からホール館長候補者１名を推薦させる。

２　学長は、前項により選出又は推薦された候補者につき、教育研究審議会の意見を聴いて１名を選考する。

（任期）

第４条　ホール館長の任期は、２年とする。ただし、第２条第１項第２号又は第３号により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

２　ホール館長は、再任することができる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年１１月１日から施行する。

（最初のホール館長の任期）

２　最初のホール館長の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、令和１０年３月３１日までとする。